

マンガでわかる！

# 労 働 法

## 第2回 退職後に横領発覚！

監修・構成：弁護士 橋本 拓朗  
弁護士 越川 芙紗子

©2012弁護士法人リバーシティ法律事務所



## 【懲戒解雇された場合の退職金の取扱い】

第〇条 懲戒解雇された者に  
対しては  
退職金は不支給とする。  
ただし、情状により  
一部減額して  
支給することもある。



